

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 中条ショッピングセンター

所在地 胎内市野中宇江下347-4 外

設置者 株式会社ウオロク 他3者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）計3,564平方メートル

（変更後）計8,285平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び台数

（変更前）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・台数 250台

（変更後）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・台数 355台

イ 駐輪場の位置及び台数

（変更前）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・台数 55台

（変更後）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・台数 65台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 162.0平方メートル

（変更後）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 222.0平方メートル

エ 廃棄物等保管施設の位置及び容量

（変更前）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 51.64立方メートル

（変更後）・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 79.24立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・建物5

（変更前）なし

（変更後）午前7時00分から午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

・駐車場3

（変更前）なし

（変更後）午前6時30分から午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）・出入口の数 6箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

（変更後）・出入口の数 8箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・荷さばき施設 5

(変更前) なし

(変更後) 午前 6 時00分から午後 9 時00分

3 変更年月日

2－(1)、(2) 令和 7 年12月10日

2－(3) 令和 7 年 4 月10日

4 変更の理由

建物 5 を増床するに当たり、施設の配置及び運営方法に変更が生じるため

5 届出年月日

令和 7 年 4 月 9 日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和 7 年 4 月30日から令和 7 年 8 月30日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025－280－5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp